

水戸市中核市移行（令和2年4月1日）に伴う障害福祉サービス事業等に係る届出等について

◎指定障害福祉サービス事業所等が水戸市に所在している場合，指定障害福祉サービス事業所等に係る届出等の提出先は水戸市となります。

1 対象となるサービス（事業）

障害者総合支援法	児童福祉法
<ul style="list-style-type: none">・居宅介護・同行援護・療養介護・短期入所・共同生活援助・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援B型・一般相談支援（地域移行・地域定着）・就労定着支援	<ul style="list-style-type: none">・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

2 対象となる届出等

- 指定（更新）申請
- 体制届（加算等に関する届出）
- 業務管理体制の整備に関する届出書
 - ※指定障害福祉サービス事業所，指定障害者支援施設，指定一般相談支援事業所，指定障害児通所支援事業所が水戸市にのみ所在する事業者が対象（複数市町村に所在する場合は県へ，複数都道府県に所在する場合は国へ提出）
 - ※業務管理体制の整備について，詳細は厚生労働省HPの「障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出」をご参照ください。
- 廃止・休止・再開届出書

3 届出等の取扱いについて

○新規指定申請・変更指定申請の取扱い

指定希望月	令和2年4月	令和2年5月以降
申請（提出）先	茨城県障害福祉課	水戸市障害福祉課
申請の時期	令和2年2月28日まで	令和2年4月1日以降 ※

※5月に指定を希望する事業者は3月31日までに茨城県にて事前協議を行い、
4月1日に水戸市へ申請書をご提出ください。

(原則、新規申請の提出期限は指定希望月の前々月の末日まで)

○指定更新申請の取扱い

指定更新日	令和2年3月31日まで	令和2年4月1日以降
申請（提出）先	茨城県障害福祉課	水戸市障害福祉課
申請の時期	令和2年2月28日まで	令和2年4月1日以降

○通常の加算に関する届出の取扱い

加算算定月	令和2年4月	令和2年5月 ※
申請（提出）先	茨城県障害福祉課	水戸市障害福祉課
申請の時期	令和2年3月15日まで	令和2年4月1日～15日

※5月分について3月31日までに申請する場合は茨城県障害福祉課へご提出ください。

○福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱い

提出書類	令和2年度の計画書	平成31年度の実績報告書
申請（提出）先	茨城県障害福祉課	水戸市障害福祉課
申請の時期	令和2年4月15日まで	令和2年7月31日まで

○その他の届出の取扱い

申請（提出）日	令和2年3月31日まで	令和2年4月1日以降
変更・再開届 (変更から10日以内)	茨城県障害福祉課	水戸市障害福祉課
休止・廃止届 (休廃止日の1か月前)	茨城県障害福祉課	水戸市障害福祉課
業務管理体制の 整備に関する届出	茨城県障害福祉課	水戸市障害福祉課